

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 青森労働局

1 開催日	令和8年2月20日			
2 委員の氏名及び役職等	委員 長	西村 博	〔税理士〕	
	委員	井戸川 亮一	〔弁護士〕	
	委員	青山 直人	〔大学教授〕	
3 審査対象期間	令和7年7月1日から令和7年12月31日までの契約締結分			
4 審査契約件数	(1) 公共工事			
	① 競争入札によるもの			
	・ 審査対象件数	2 件		
	・ 審議件数	2 件		
	うち、低入札価格調査の対象となったもの		0 件	
	② 随意契約によるもの			
	・ 審査対象件数	1 件		
	・ 審議件数	1 件		
	(2) 物品・役務等			
	① 競争入札によるもの			
	・ 審査対象件数	4 件		
	・ 審議件数	4 件		
	うち、契約金額が500万円以上のもの		2 件	
	うち、参加者が一者しかないもの		1 件	
	うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの		0 件	
	うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの		0 件	
	② 随意契約によるもの			
	・ 審査対象件数	0 件		
	・ 審議件数	0 件		
	うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの		0 件	
	うち、企画競争又は公募したが、参加者（応募者）が一者しかないもの		0 件	
	うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの		0 件	
	うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの		0 件	

5 審査案件の抽出方法

青森労働局公共調達監視委員会運営要綱第7条に基づき、物品・役務等について次のとおり審議対象案件を抽出した。

- (1) 契約金額が500万円以上のもの
- (2) 企画競争、公募等による場合の参加者（応募者）が一者しかないもの
- (3) その他公共調達審査会で審議した案件のすべて

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況（具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。）

所見なし

公共調達監視委員会 審議対象一覧（公共工事-1）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間

令和7年7月1日から令和7年12月31日までの契約締結分

部局名

青森労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
八戸公共職業安定所中央監視装置更新工事	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年8月22日	シンエー空調株式会社 青森市第二問屋町3-22-9	一般競争	40,700,000	38,500,000	94.6%	2者	所見なし	所見なし
建築設備点検業務及び特殊建築物調査業務	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年11月10日	株式会社ReR 和歌山県和歌山市八番丁9 パーク県信ビル701	一般競争	3,367,100	1,320,000	39.2%	3者	所見なし	所見なし

公共調達監視委員会 審議対象一覧（公共工事-2）

【随意契約によるもの】

審査対象期間

令和7年7月1日から令和7年12月31日までの契約締結分

部局名

青森労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（規格競争又は公募）	予定価格 （円）	契約金額 （円）	落札率 （%）	再就職役員の数 （人）	備考	公共調達審査会 審議結果状況 （所見）	公共調達監視委員会 審議結果状況 （所見）
八戸公共職業安定所屋上冷却塔更新工事	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年8月29日	シンエー空調株式会社 青森市第二間屋町 3-22-9	予算決算及び会計令102条の4第4号のニ（急速に契約をしなければ、契約をする機会を失う恐れがあるため）	16,500,000	16,500,000	100.0%	0.0%	1者	所見なし	所見なし

公共調達監視委員会 審議対象一覧（物品・役務等-1）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間

令和7年7月1日から令和7年12月31日までの契約締結分

部局名

青森労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会 審議結果状況 （所見）	公共調達監視委員会 審議結果状況 （所見）
令和7～11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年9月29日	株式会社トヨタレンタリース青森 青森青森市新田3-6-4	一般競争入札 （総合評価）	8,662,500	6,578,000	75.6%	2者	所見なし	所見なし
労働基準監督署及び公共職業安定所監視カメラ機器一式納入・設置業務	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年12月5日	株式会社金入 八戸市卸センター2-4-12	一般競争入札	12,087,020	4,273,610	35.4%	2者 低入札	所見なし	所見なし
令和8～11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年12月1日	三菱オートリース株式会社 東京都港区芝5丁目33番11号	一般競争入札	10,644,480	8,115,360	76.2%	2者	所見なし	所見なし
五所川原公共職業安定所 吸収冷温水機整備・冷却水配管改修業務	支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 小林 直人 青森市新町二丁目4-2 5 青森合同庁舎	令和7年11月28日	シンエー空調株式会社 青森市第二問屋町3-22-9	一般競争入札	4,785,000	4,378,000	91.5%	2者	所見なし	所見なし

公共調達監視委員会 審議対象一覧（物品・役務等-2）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

令和7年7月1日から令和7年12月31日までの契約締結分

部局名

青森労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（規格競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
該当なし											

〔審議概要〕

- 1 (委員) 八戸公共職業安定所中央監視装置更新工事（整理番号1）について、入札者数が2社と少ない理由を確認したい。

(事務局) 仕様書に示されている、年度末までの工事完了とした工期が厳しいと判断された可能性が考えられる。

落札業者からも、自社の業務量や設置する機器のメーカーからの納品時期の見込等により、年度末までの工事完了は厳しいとの報告を受けているため、他社が年度末までの工事完了は、難しいと判断し、入札を見送られた可能性が考えられる。

- 2 (委員) 建築設備点検業務及び特殊建築物調査業務（整理番号2）について、落札率が39.2%と低いが、適切なサービスが確保されると判断した理由、また予定価格は適切であったのか。

(事務局) 適切なサービスの確保については、履行期限が年度末までとなっており、点検結果の報告はこれからのため落札業者のサービスが適切かどうかの判定はこれから行うものであるが、仕様書で示した項目に沿って実施される点検及び調査業務であり、落札業者から仕様書に基づく点検及び調査の実施を行うとの確約を確認したことから、適切なサービスが確保されるものと判断した。

予定価格については、地元の複数の業者から参考として見積書を徴取し、最も安価な金額を実税価格としていることから設定としては問題ないものと判断した。

- 3 (委員) 八戸公共職業安定所屋上冷却塔更新工事（整理番号1）について、入札の開札後、不落となり、再度入札後も同様に不落となったとのことであったが、予定価格の作成はどのように行われていたのか。予定価格が工事内容に対し低すぎたということはないか。

入札から随意契約へ移行時、予定価格に変動があったのか。変動があったのであれば予定価格の積算はどのように行ったか。

また、予定価格の変動がなかった場合は、その理由は何か。

比較的高額な案件なので他の業者などに見積依頼をおこなったのか。

また、当該業者を選定した理由、随意契約にとなった理由を詳細に確認したい。

(事務局) 予定価格の予定価格の積算にあたっては、空調関係の保守業者より参考として見積書を徴取。日常的にこの機器を見ている業者ということで、極端に低すぎる金額を見積もる可能性は低いと考えられる。ただし、入札の規模（等級）的にこの業者は参加できなかった。

予定価格の変動について、随意契約の予定価格は入札時の予定価格から約 250 万円引上げ。随意契約業者の見積書が基となっている。当該業者は再入札において 1 度目の入札額より 200 万円下げた金額を提示しており、随意契約前に改めて見積を徴取したもの。当該業者よりこれ以上の値下げは困難との回答であった。

当該業者を選定した理由について、当該業者は入札に参加した業者である。再入札終了時点でその業者に年度内の工事完了までの部品等発注の期限を情報収集したところ、今を過ぎれば困難であることが判明。下記のとおり、これまでの長期間の不調に加え令和 6 年度の冷温水発生器更新による負担の増加から年度内の更新が必須であること、そのためには早急に契約締結し工事を開始しないといけないことから、この時点で更に他の業者に依頼し現地確認の上で詳細な見積を徴取することが時間的に困難として、直近で入札書作成にあたり見積を作成済の当該業者と一者随契として契約締結することとした。

随意契約に至った理由は、当初令和 5 年度に予算措置に伴い入札を実施したが、応札業者が無かったことから更新できず、パンク(水漏れ)修理を繰り返しながら使用している状態であった。令和 6 年度は予算措置が行われず、今年度改めて予算措置対象となった。対象の冷却塔は、暖冷切替の際に今期を含め 7 年連続で屋上冷却塔配管のパンク修理工事を実施しており、空調の保守業者の見立てでは、冷却塔の配管が劣化していることが主な原因であり、あわせて昨年度予算措置された空調設備の一部である冷温水発生装置を更新済であるが、そちらの性能が向上したことも冷却塔への負荷を増長させているのではとのことであった。更新工事を行わず、現状のまま使用していくと冷房使用中にパンクし使用できなくなってしまう恐れがあることから早急な更新が必要な状況であった。

こういった状況から 7 月 31 日に入札公告を行い一般競争入札を実施したが、設定した予定価格を下回る入札がなく再入札となった。再入札を行ったが、落札業者は無い状況であった。

上記の通り、修理を要する状況が数年間継続しており、さらに性能の向上した冷温水発生装置による負荷の増加からいつ冷

房運転に支障を起こしてもおかしくない状況であること、次年度の予算措置が不明であることから本年度内の更新が必須であるとして、予決令 102 条の 4 第 4 号のニに該当すると判断し次年度の安全な冷房運転のためやむを得ず随意契約で工事業者を決定するに至ったものである。

- 4 (委員) 労働基準監督署及び公共職業安定所監視カメラ機器一式納入・設置業務(整理番号 2)について、入札状況調書から見ると、予定価格内で落札しているが、落札率 35.4%と低い。予定価格積算方法はどのように行ったか。

落札業者の価格で、求める役務ができると判断した理由は何か。

また、予定価格の設定は適切であったか。

- (事務局) 予定価格の積算については、警備会社から徴取した参考見積を基に積算を行った。

適切なサービスの確保等については、入札額が安価であることから、低入札価格調査の対象として調査を実施した。入札価格が安価な理由は海外製の機器を安く調達しているため。仕様書で示している各機器のスペックを満たしていることを確認したため、適切なサービスが確保されるものと判断した。

[その他参考]

- (委員) 今回審議した案件の中で、委員より質疑が出た上記 4 件について、すべて期限が年度末であるにもかかわらず、入札が行われたのが、令和 7 年 7 月以降となっている。落札業者の回答にもあるとおり、業者の通常業務に追加して、機器の調達、工事施工を考慮すると、入札時期が遅いと判断される。今後は、4 月から 5 月等、早い時期に入札を行い、空調機器等夏季工事が施工出来ない、機器の調達に時間を要するものであっても業者が余裕を持って、期限に間に合うよう、入札業務を行うべきである。

また、上記 4 の事務局回答にあった海外製の機器については、当たりはずれがあるので、保証期間超過後、故障ということが発生しないよう、低入札価格調査等を慎重に行うべきものであること。

(事務局) その他参考のとおり、今後は業者が期限に余裕をもって工事等を行えるよう、入札業務を早目に行うようにする。